

利用できる介護保険サービス

※一部、介護予防・日常生活支援総合事業も含まれます

自己負担はサービス費用の**1～3割**です。（3割負担は平成30年8月より適用）
施設サービスの場合は、居住費・食事代は別途自己負担となります。

在宅サービス

自己負担については、おおよその目安であり、各種加算がかかる場合もありますので、詳しくは各サービス事業所にお尋ねください。
紋別市は特別地域加算（15%）の対象地域となっています。（※印）
※金額はすべて1割負担の場合の目安になります。

自宅に住んで自宅で受けるサービス（訪問してもらう）

- ・訪問介護
- ・訪問型サービス
(介護予防・日常生活支援総合事業)

ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事、入浴、排せつなどの身体介助や、炊事、掃除などの日常生活援助を行います。

自己負担の目安（1回あたり）

①要介護認定者	
身体介助（20分以上 30分未満）	285円※
身体介助（30分以上1時間未満）	453円※
生活援助（20分以上 45分未満）	208円※
生活援助（45分以上）	256円※
②要支援認定者	
週1回程度の利用	306円※
週2回程度の利用	311円※

- ・訪問入浴介護
- ・介護予防訪問入浴介護

入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車で家庭を訪問し、入浴の介助を行います。

自己負担の目安（1回あたり）

①要介護認定者	1,438円※
②要支援認定者	972円※

- ・訪問看護
- ・介護予防訪問看護

訪問看護ステーションなどの看護師や保健師が家庭を訪問して、療養生活の改善と心身機能の維持回復のため看護支援を行います。

自己負担の目安

1回（30分以上1時間未満）	
①要介護認定者	938円※
②要支援認定者	905円※

- ・訪問リハビリ
- ・介護予防訪問リハビリ

理学療法士や作業療法士が家庭を訪問して、リハビリテーションを行います。

（現在、紋別市内には事業者はありません。）

- ・居宅療養管理指導
- ・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し医学的な管理や指導を行います。

自己負担の目安

1月2回	1回につき 507円
------	------------

- ・福祉用具貸与
- ・介護予防福祉用具貸与

心身機能が低下した高齢者に、日常生活の自立を助ける用具をレンタルします。

自己負担の目安

実際に貸与に要した費用の1～3割（指定事業者）

- ◆貸与品目
- ・手すり ・スロープ ・歩行器 ・歩行補助杖
 - ※車いす（付属品を含む） ※特殊寝台（付属品を含む）
 - ※床ずれ予防用具（エア・マットなど） ※体位変換器
 - ※認知症老人徘徊感知器 ※移動用リフト

※印は原則として要支援1・2、要介護1の方は利用できませんが、心身の状況によっては、医師の所見等に基づき例外的に貸与が可能な場合がありますので、ケアマネージャーにご相談ください。

- ・福祉用具購入費の支給

入浴や排せつなどの日常生活の介護を助ける用具の購入費を支給します。

自己負担の目安

年間 10万円の利用限度内で、購入費の1～3割

- ◆購入品目
- ・腰掛け便座 ・特殊尿器 ・入浴補助具
 - ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具

※指定業者以外の業者より購入した場合は、支給の対象とはなりません。

- ・住宅改修費の支給

介護や支援が必要な高齢者が在宅生活を送るための小規模な住宅改修に要する費用を支給します。

自己負担の目安

20万円の利用限度内で、改修費の1～3割

- ◆改修内容
- ・手すりの取り付け ・段差の解消
 - ・滑り防止及び移動円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
 - ・引き戸への扉の取り替え ・洋式便器等への便器の取り替え

福祉用具購入と住宅改修費の支給については、一旦利用者が全額負担する償還払い（市より7～9割を利用者に支払います）と利用者が1～3割だけを負担する※受領委任払いが選択できます。

※受領委任払いは、市と契約を交わした事業所で福祉用具の購入や住宅改修をする場合、利用者は費用の1～3割分を事業所に支払い、残り7～9割分は市から直接事業所に支払うという制度です。詳しくは市の介護保険担当窓口、又はケアマネージャーにご相談下さい。

自宅に住んで施設へ通って受けるサービス

- ・通所介護
- ・通所型サービス

(介護予防・日常生活支援総合事業)

※定員が 18 人以下の小規模な施設は地域密着型サービスとなります

デイサービスセンターへ通い、食事、入浴、排せつなど日常動作訓練、レクリエーションなどが受けられます。

自己負担の目安 (所要時間 7 時間以上 8 時間未満)

①要介護認定者	
要介護 1	695 円
要介護 2	811 円
要介護 3	933 円
要介護 4	1,053 円
要介護 5	1,174 円

※入浴加算が含まれています。

②要支援認定者	
要支援 1	1 回 378 円
要支援 2	1 回 389 円
生活機能恒常グループ活動加算	月額 100 円
栄養改善加算	月額 150 円
口腔機能向上加算	月額 150 円

施設の形態 (小規模・通常規模) 及び所要時間により費用が異なります。

※食費は含まれておりません。

- ・通所リハビリ
- ・介護予防通所リハビリ (老健でのデイサービス)

老健保健施設に通い、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションが受けられます。

自己負担の目安 (所要時間 6 時間以上 7 時間未満)

①要介護認定者	
要介護 1	717 円
要介護 2	847 円
要介護 3	974 円
要介護 4	1,126 円
要介護 5	1,275 円

※入浴加算が含まれています。

②要支援認定者	
要支援 1	月額 1,772 円
要支援 2	月額 3,615 円
運動機能向上加算	月額 225 円
栄養改善加算	月額 150 円
口腔機能向上加算	月額 150 円

施設の形態 (小規模・通常規模) 及び所要時間により費用が異なります。

※食費は含まれておりません。

自宅に住んで施設へ通って受けるサービス（短期間、施設に入所する）

- ・ 短期入所生活介護
- ・ 介護予防短期入所生活介護
(ショートステイ)

特別養護老人ホームに短期間入所し、介護や日常動作訓練が受けられます。

自己負担の目安（1日あたり）

①要介護認定者	
要介護1	584円
要介護2	652円
要介護3	722円
要介護4	790円
要介護5	856円
②要支援認定者	
要支援1	437円
要支援2	543円

※滞在費、食費、送迎費等が別に必要です。
施設の形態により費用が異なります。

- ・ 短期入所療養介護
- ・ 介護予防短期入所療養介護
(老健でのショートステイ)

老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所し、医学的管理の下で介護や機能訓練を受けられます。

自己負担の目安（1日あたり）

①要介護認定者	
要介護1	826円
要介護2	874円
要介護3	935円
要介護4	986円
要介護5	1,039円

※滞在費、食費、送迎費等が別に必要です。
施設の形態により費用が異なります。

施設入居者が受けるサービス

- ・ 特定施設入居者生活介護
- ・ 介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している人に、日常生活の支援や介護を提供します。

(現在、紋別市内には事業者はありません。)

地域密着型サービス

住み慣れた地域で生活をするための、地域の特性に応じたサービスです。
原則として他市町村のサービスは利用できません。

- ・ 小規模多機能型居宅介護
- ・ 介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として利用者の選択に応じて、「訪問」や「泊まり」を組み合わせた多機能なサービスです。

自己負担の目安（1月あたり）

①要介護認定者		②要支援認定者	
要介護1	10,320円	要支援1	3,403円
要介護2	15,167円	要支援2	6,877円
要介護3	22,062円		
要介護4	24,350円		
要介護5	26,849円		

- ・ 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護に、訪問看護を組み合わせ、介護と医療看護、それぞれのケアを行うサービスです。
※要支援1・2の人は利用できません。

自己負担の目安（1月あたり）

①要介護認定者	
要介護1	12,341円
要介護2	17,268円
要介護3	24,274円
要介護4	27,531円
要介護5	31,141円

- ・ 認知症対応型通所介護
- ・ 介護予防認知症対応型通所介護

認知症の人を対象に、認知症対応のデイサービスに通い、日常生活上の世話や機能訓練が受けられます。

自己負担の目安（所要時間7時間以上8時間未満）

①要介護認定者		②要支援認定者	
要介護1	1,035円	要支援1	912円
要介護2	1,142円	要支援2	1,012円
要介護3	1,249円		
要介護4	1,357円		
要介護5	1,464円		

※入浴加算が含まれています。
※食費、宿泊代は含まれておりません。

- ・認知症対応型共同生活介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護
(グループホーム)

認知症の人が、少人数で共同生活をし、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行います。要支援2、要介護1～5と認定された人が利用できます。

自己負担の目安（1日あたり）

① 1ユニット（定員9人）の場合		① 2ユニット（定員18人）の場合	
要支援2	755円	要支援2	743円
要介護1	759円	要介護1	747円
要介護2	795円	要介護2	782円
要介護3	818円	要介護3	806円
要介護4	835円	要介護4	822円
要介護5	852円	要介護5	838円

※家賃、食費、管理費等が別に必要です。

地域密着型サービスには、この他、夜間対応型訪問介護（夜間でも安心して在宅生活を送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専門の訪問介護）や定期巡回・随時対応型訪問介護看護（日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が連携をしながら、定期的な巡回と随時の対応を行う）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設）などがありますが、現在紋別市内には事業者はありません。

施設サービス

○施設サービスは、要介護1～5と認定された人が利用できます。

施設へ入所して受けられるサービス

・介護老人福祉施設
(特別養護老人ホーム)

日常生活介護中心

常時介護が必要で、在宅での生活が困難な人が入所し、日常生活上の世話などの介護サービスを提供する施設です。

自己負担の目安(1日あたり)

要介護3	704円
要介護4	774円
要介護5	841円

※紙おむつ代は費用に含まれていますが、居住費、食費、理美容費用等が別に必要です。
※施設の形態により費用が異なります。

・介護老人保健施設

介護とリハビリ中心

状態安定している人が在宅復帰を目指し、必要な医療やリハビリテーション、日常生活上の世話などの介護サービスを提供する施設です。

自己負担の目安(1日あたり)

要介護1	771円
要介護2	819円
要介護3	880円
要介護4	931円
要介護5	984円

※紙おむつ代は費用に含まれていますが、居住費、食費、理美容費用等が別に必要です。
※施設の形態により費用が異なります。

・介護療養型医療施設
(療養型病床群等)

医療上の療養中心

療養病床等のある病院や診療所で、長期療養を必要とする人に、医療、看護、介護、リハビリテーションなど提供する施設です。

※現在、紋別市内に事業者はありません。

・介護医療院
(平成30年4月創設)

医療と介護を一体的に

長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供します。今後廃止される予定の介護療養型医療施設の転換施設です。

※現在、紋別市内に事業者はありません。

居住費（滞在費）及び食費の負担額

居住費（滞在費）及び食費の負担額については、下記の表の区分により決められます。
第1段階から第3段階に該当する方は、予め介護保険負担限度額の認定を受ける必要があります。

				（日額）
区 分	対 象 者	居 住 費（滞 在 費）		食 費
第1段階	・ 市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給している方 ・ 生活保護を受給している方	ユニット型個室	820 円	300 円
		ユニット型準個室	490 円	
		従来型個室（特養等）	320 円	
		従来型個室（老健・療養等）	490 円	
		多床室	0 円	
第2段階	・ 市民税非課税世帯で、年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	ユニット型個室	820 円	390 円
		ユニット型準個室	490 円	
		従来型個室（特養等）	420 円	
		従来型個室（老健・療養等）	490 円	
		多床室	370 円	
第3段階	・ 市民税非課税世帯で、第2段階以外の方	ユニット型個室	1,310 円	650 円
		ユニット型準個室	1,310 円	
		従来型個室（特養等）	820 円	
		従来型個室（老健・療養等）	1,310 円	
		多床室	370 円	
第4段階	・ 上記以外の方	ユニット型個室		各施設が定めた金額
		ユニット型準個室		
		従来型個室（特養等）		
		従来型個室（老健・療養等）		
		多床室		